

## 一般ドライバー等を活用した移動手段の確保について

## 1 「自家用車活用事業」の制度概要

タクシーが不足する地域等において、タクシー事業者の管理の下、一般ドライバーや自家用車等を活用して有償で旅客を運送する事業

## (1) 運用に関する主な基準

項目	内容
対象地域、時期及び時間帯など	・タクシーが不足する地域等や不足車両数を国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定
管理運営体制	・運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制の確保
損害賠償能力	・タクシー事業と同等の任意保険への加入
運送形態・方法	・運送責任はタクシー事業者が負う必要 ・運送引き受け時に発着地が確定している必要 ・運賃は、事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスで行う必要

## (2) 当事業が活用可能な地域等

## ア 指定された地域等（令和6年3月13日指定・3月29日追加指定）

- ・ 東京、横浜、名古屋、京都（週末の夕方～深夜等で活用可能）
- ・ 札幌交通圏※、仙台、埼玉、千葉、大阪、神戸、広島、福岡

## ※札幌交通圏で活用可能な範囲（令和6年4月26日公表）

活用可能な曜日・時間帯	活用可能な車両数
土日： 1時台～4時台	110台

（札幌交通圏～札幌市、江別市、北広島市、石狩市の一部の範囲で構成）

## イ 上記ア以外の地域等

- ・ タクシー事業者を実施意向がある場合は、原則、金曜から土曜の16～翌日5時の間で当営業区域内のタクシー車両数の5%の台数を上限に活用可能。
- ・ タクシー事業者を実施意向があり、市町村が特定の時間帯等におけるタクシーの不足車両数を運輸支局へ申し出た場合は活用可能。

## 2 関係者間における課題認識

政府における検討に呼応し、道内において「自家用車活用事業」が運用されることを見据え、北海道ハイヤー協会及び北海道運輸局と三者で情報共有を図り、想定される課題などについて協議を行うとともに対応策を検討。

(主な課題)

区 分	内 容
制度等について	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路運送法における一般ドライバー等が活用可能な制度など市町村や事業者の制度理解の促進</li><li>・適切な制度運用に向けた地方部における体制整備</li></ul>
財政面について	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口減少下の地方部における事業者の採算性確保</li><li>・遠隔点呼やキャッシュレス対応に要する経費等に係る財政負担</li></ul>
運用面について	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般ドライバーの確保に向けた実現性（雇用の確保も懸念）</li><li>・経営体制が脆弱な既存タクシー事業者における参入への懸念（一般ドライバーの運行管理や教育・研修、事故発生時の初動体制、高齢運転手によるアプリ操作の不安等）</li><li>・運行の安全や利用者の安全性確保（利用者トラブル増）</li></ul>

3 道が実施した「市町村アンケート調査の実施結果（概要）」（令和6年3月時点）

項目	内 容
国の新制度活用意向等	<p>○国の新たな方針の活用を検討又は検討予定は 42 団体 (23%)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国の新たな方針の活用意向について、 4 団体（2%）が「活用を検討している」、 38 団体（21%）が「活用に向けて今後検討予定」、 79 団体（44%）が「活用の可能性を含めて全くの未定」</li><li>・国の新たな制度の関心度・理解度について 81 団体（45%）が「関心があり、国の方針も理解している」、 53 団体（30%）が「関心はあるが、国の方針を理解していない」</li></ul>
タクシー業への認識	<ul style="list-style-type: none"><li>・147 団体（82%）が「地域におけるタクシー事業の継続が不安」</li><li>94 団体（52%）が「既に夜間等の営業時間の不足」（複数回答）</li></ul>
自家用有償旅客運送	<ul style="list-style-type: none"><li>・78 団体（44%）が「現在実施している」、15 団体(8%)が「今後、実施を予定又は検討」</li></ul>

4 今後の対応について

- ・札幌交通圏については、活用可能な車両数等の公表を踏まえ、事業者や自治体の動きが予見されることから、北海道ハイヤー協会や北海道運輸局と道の3者で関係者の意向を踏まえて具体的な対応を図る。
- ・また、地方部において、北海道運輸局と連携した地域別制度説明会の開催や、北海道ハイヤー協会と連携・協力を行う中で、地域単位における事業者・市町村向け相談サポート体制の構築を検討する。